

調達管理番号：20a00959

国名：キルギス

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：キルギス国チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト（農民組織化）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農民組織化
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2021年3月上旬から2021年12月下旬
- (2) 業務M/M：国内 1.5 M/M、現地 1.6 M/M、合計 3.1 M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次業務：国内準備 4日、国内業務 12日、国内整理 2日
- ・ 第2次業務：国内作業 2日、現地業務 16日、国内整理 2日
- ・ 第3次業務：国内作業 2日、現地業務 16日、国内整理 2日
- ・ 第4次業務：国内作業 2日、現地業務 16日、帰国後整理 2日

本業務では、複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な業務日程については提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2021年1月13日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ

➤ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf)

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- ◇ 評価結果の通知：2021年1月25日（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16 点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40 点
    - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 16 点
    - ③ 語学力 16 点
    - ④ その他学位、資格等 8 点
- (計 100 点)

|          |                                       |
|----------|---------------------------------------|
| 類似業務     | 農民組織化に係る指導業務（メタ・ファシリテーションの経験があればなお良い） |
| 対象国／類似地域 | キルギス／全途上国                             |
| 語学の種類    | 英語                                    |

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

キルギス共和国（以下「キルギス」という）の農業は、対 GDP 比 17.1% 及び輸出額の約 20.4%（約 20,779 百万ソム）（約 3 億 USD）を占め、労働人口の 3 割以上が従事している主要産業のひとつである。そのうち畜産業は農業生産額の約 49%を占め、特に乳・乳製品は主要産品として、今後ユーラシア経済連合（以下、「EEU」とする）域内への輸出拡大が期待されている。

キルギスは、2015 年 8 月に EEU の加盟国となり EEU 下の様々な制度を順守しなければならず、乳製品の品質や製造プロセスの安全性についても EEU が定める基準を満たす必要がある。しかしながら、現状ではそれらの基準を十分に満たすことができず、乳・乳製品の品質及び安全性確保とそのため検査体制の整備が急務となっている。そこで、キルギス政府からの要請を受け、JICA は「乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープラン（以下「M/P」という）」プロジェクトを実施し、家畜衛生、家畜飼養管理、搾乳衛生、食品検査、食品衛生及び食品規制の課題に対し、5 つの優先プロ

プロジェクトを選定した（2015年8月～2017年1月）。同 M/P の結果を受け、キルギス政府は、国内で最大の生乳生産地であるチュイ州（国内生産の約25%占有／2014年度）において、5つの優先プロジェクトのうち、生乳生産工程における搾乳衛生技術改善を目的とする本事業を最優先すべき協力として要請した。

本事業は、チュイ州内の対象地域において、EEU によって定められた品質の生乳生産及び市場流通システム運用が実証され、そのシステムがキルギス政府に酪農振興政策として承認されることを図り、もってチュイ州において EEU の市場要求を満たす生乳生産の増加及び乳製品の輸出促進に寄与するものである。

現在、本事業では、成果1「中核農家において適正な乳牛飼養・衛生管理技術、生乳生産・管理技術が適用される」の対象である中核農家に対して、家畜衛生や家畜飼養等の適正技術に関する TOT<sup>1</sup>研修を実施しており、同研修後は中核農家を技術普及の要とし、周辺の農家に対する農民間研修の実施や中核農家を核とした農家グループ（以下、「中核農家グループ」とする。）の形成を計画している。農民間研修の実施にあたっては、家畜衛生や家畜飼養等に関する知識や技術に加えて、中核農家（ファシリテーター）が周辺の一般農家との信頼関係を構築しながら、一般農家が自身の課題やその解決方法に気づくよう会話を組み立てていく手法（メタ・ファシリテーション）の習得が非常に重要となる。また、中核農家にメタ・ファシリテーション技術を習得させることは、農民間研修の効果を飛躍的に向上させ、本事業終了後も農民から農民への技術普及が継続されるような仕組みを形成していく意味でも重要である。

このような認識の下、本業務では、中核農家を対象にメタ・ファシリテーション技術に係る研修を行うとともに、農民間研修の持続的な実施に向けた基盤形成のための活動を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、各種報告書等から本事業の背景やこれまでの経緯（TOT研修の実施状況を含む）を把握した上で、日本人長期専門家チームと協議し、中核農家を対象としたメタ・ファシリテーション研修を計画・実施する。また、中核農家のメタ・ファシリテーション技術を高めつつ、中核農家グループ内外への適正技術の普及を促すための仕組みづくりに必要な活動も行う。具体的な業務内容は以下のとおりとする。

---

<sup>1</sup> Training of Trainer の略

(1) 第1次業務：国内準備期間（2021年3月上旬）

- ① 本事業の関係報告書等を確認し、プロジェクト全体の枠組みとこれまでの活動内容・成果・課題を整理する。
- ② 本事業の日本人長期専門家チームと連絡を取り合い、メタ・ファシリテーション研修及び中核農家グループの形成支援に係る具体的な活動を検討する。
- ③ メタ・ファシリテーション遠隔研修計画（案）、第1次国内業務期間における業務行程表を含む業務実施計画書（英文）を作成し、JICA 経済開発部による確認を経た上で、JICA キルギス共和国事務所および日本人長期専門家チームにもデータを送付する。なお、英語からロシア語への翻訳に1週間程度を要するため、時間的に余裕を持って作成すること。

(2) 第1次業務：国内業務期間（遠隔）（2021年3月中旬～3月下旬）

- ① プロジェクト関係者（日本人長期専門家チーム、JICA キルギス共和国事務所、C/P 機関）に業務実施計画書を提出し、業務行程及び業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 中核農家へのインタビューを通じて、農民間研修の進捗状況及び課題を把握・分析する。
- ③ 上記②に基づき、メタ・ファシリテーション遠隔研修計画（案）を見直し、遠隔研修の実施内容を決定する。
- ④ 中核農家を対象としたメタ・ファシリテーション遠隔研修を実施し、事実質問等のトレーニングを行う。併せて、中核農家グループの形成を支援し、必要に応じて助言を行う。
- ⑤ メタ・ファシリテーション技術を活用した農民間研修（案）を提案する。
- ⑥ 業務完了に際し、業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト関係者（長期専門家チーム、JICA キルギス共和国事務所、C/P 機関）に提出し、業務結果を報告する。

(3) 第1次業務：国内整理期間（2021年4月上旬）

- ① JICA 経済開発部に対し、第1次国内業務の成果を報告する。

(4) 第2次業務：国内作業期間（2021年5月下旬）

- ① 第1次国内業務を通じて得られた情報をふまえ、中核農家を対象としたメタ・ファシリテーション現地研修計画（案）を企画する。
- ② メタ・ファシリテーション現地研修計画（案）、第1次現地業務期間に

おける業務行程表を含む業務実施計画書（英文）を作成し、JICA 経済開発部による確認を経た上で、JICA キルギス共和国事務所および日本人長期専門家チームにもデータを送付する。

（５）第２次業務：現地業務期間（２０２１年６月上旬～中旬）

- ① プロジェクト関係者（日本人長期専門家チーム、JICA キルギス共和国事務所、C/P 機関）に業務実施計画書を提出し、業務行程及び業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 日本人長期専門家チームとの打合せ、中核農家及び中核農家グループへのインタビューを通じて、メタ・ファシリテーション現地研修計画（案）を見直す。
- ③ 中核農家を対象としたメタ・ファシリテーション現地研修を実施し、メタ・ファシリテーション技術の習得を支援する。併せて、中核農家及び中核農家グループが抱える課題について、研修参加者の自発的な気づきを促す。
- ④ 第１次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト関係者（日本人長期専門家チーム、JICA キルギス共和国事務所、C/P 機関）に提出し、現地業務結果を報告する。

（６）第２次業務：国内整理期間（２０２１年６月下旬）

- ① JICA 経済開発部に対し、第１次現地業務の成果を報告する。

（７）第３次業務：国内作業期間（２０２１年８月上旬）

- ① 第１次現地業務の成果をふまえ、フォローアップ研修計画（案）、第２次現地業務期間における業務行程表を含む業務実施計画書（英文）を作成し、JICA 経済開発部による確認を経た上で、JICA キルギス共和国事務所および日本人長期専門家チームにデータを送付する。

（８）第３次業務：現地業務期間（２０２１年８月中旬～８月下旬）

- ① プロジェクト関係者（日本人長期専門家チーム、JICA キルギス共和国事務所、C/P 機関）に業務実施計画書（英文）を提出し、業務行程及び業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 農民間研修の実施状況（メタ・ファシリテーション技術の活用状況を含む）を確認し、現状及び課題を整理した上で、フォローアップ研修計画（案）の見直しを行う。
- ③ フォローアップ研修を実施しつつ、日本人長期専門家チームと連携し、

中核農家及び中核農家グループが抱える課題の改善に必要な適正技術の選定を支援する。なお、適正技術の選定支援にあたっては、当事者の自発的な課題認識・意思決定を尊重することとする。

- ④ 第2次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト関係者（日本人長期専門家チーム、JICA キルギス共和国事務所、C/P 機関）に提出し、現地業務結果を報告する。

（9）第3次業務：国内整理期間（2021年9月上旬）

- ① JICA 経済開発部に対し、第2次現地業務の成果を報告する。

（10）第4次業務：国内作業期間（2021年10月下旬）

- ① 第2次現地業務の成果をふまえ、業務実施計画書（英文）を作成し、JICA 経済開発部による確認を経た上で、日本人長期専門家チームおよび JICA キルギス共和国事務所にデータを送付する。

（11）第4次業務：現地業務期間（2021年11月上旬～11月中旬）

- ① プロジェクト関係者（日本人長期専門家チーム、JICA キルギス共和国事務所、C/P 機関）に業務実施計画書（英文）を提出し、業務行程及び業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② 農民間研修の中核農家グループ外への波及も見据えて、中核農家を核とした農民間研修の継続的かつ発展的な実施を目指していく上での課題及び教訓を取りまとめ、必要に応じて助言及びフォローアップのための活動を行う。
- ③ 上記②を踏まえ、メタ・ファシリテーション技術の向上及び効果的な農民間研修の実施・拡大に向けた提案を作成する。なお、作成に際しては、日本人長期専門家チームと十分協議しながら実現可能な内容となるよう工夫するものとする。
- ④ 第3次現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクト関係者（日本人長期専門家チーム、JICA キルギス共和国事務所、C/P 機関）に提出し、これまでの現地業務結果を報告する。

（12）第4次業務：帰国後整理期間（2021年11月下旬）

- ① 第1次業務から第4次業務までの活動成果をふまえ、専門家業務完了報告書を作成し、JICA 経済開発部に対して説明・確認を行う。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 業務実施計画書（英文／電子データ）  
第1次～第4次業務開始前に、各業務期間中に実施する業務の具体的内容（案）を関係者と共有するためのもの。
- (2) 国内／現地業務結果報告書（英文／電子データ）  
第1次国内業務および第1次～第3次現地業務期間終了時に、現地関係者に国内／現地業務の結果（業務の具体的内容及び達成状況）を共有するためのもの。
- (3) 専門家業務完了報告書（和文及び英文各2部／簡易製本及び電子データ）  
本業務の完了を確認するためのもので、2021年11月30日までに提出することとする。なお、記載項目（案）は、以下のとおり。
  - 1) 業務の具体的内容
  - 2) 業務の達成状況
  - 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
  - 4) その他（課題や提言、研修等で使用したテキストや教材（今後中核農家が農民間研修を継続的かつ発展的に実施していくために役立つ手引きを含む）、研修参加者による講義内容の評価結果等を含めること）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate\\_2020.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf)

留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等  
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。  
旅費（航空賃）について、現時点では標準渡航経路での商用便の就航が少ないため、以下に示す単価で見積書に計上してください。なお、以下に示す単価はすべて消費税抜きの金額として提示しています。  
東京⇄ビシュケク  
【ビジネスクラス】450,000円  
【エコノミークラス】250,000円

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。なお、第1次業務は国内からの遠隔実施、第2次、第3次及び第4次業務は現地への派遣を予定していますが、コロナ等の影響により変更になる可能性があります。

#### ② 現地での業務体制

本業務に係るプロジェクトチームの構成は、以下のとおりです（本業務の現地作業期間に派遣されている専門家のみ記載しています）。

- ・チーフアドバイザー／ドナー連係／政策・制度支援 [長期派遣専門家]
- ・家畜飼養（飼料／栄養／搾乳管理） [長期派遣専門家]
- ・生乳検査流通管理 [長期派遣専門家]
- ・業務調整／研修 [長期派遣専門家]

#### ③ 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：あり
- エ) 通訳備上：あり（英語もしくは日本語⇄ロシア語）
- オ) 現地日程のアレンジ：プロジェクトチームと要相談。
- カ) 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース

### (2) 参考資料

#### ① 本業務に関する以下の資料は、当機構のウェブサイトで公開されていません。

- ・キルギス国 乳・乳製品の品質及び安全性検査マスタープランプロジェクトファイナルレポート  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000030005.html>
- ・キルギス共和国「チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト」プロジェクトページ  
<https://www.jica.go.jp/project/kyrgyz/002/index.html>
- ・キルギス共和国 チュイ州市場志向型生乳生産プロジェクト中間レビュー調査報告書  
[https://openjicareport.jica.go.jp/873/873/873\\_155\\_12092342.html](https://openjicareport.jica.go.jp/873/873/873_155_12092342.html)



- ② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA キルギス共和国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については、新型コロナウイルスの流行状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては、JICA と協議の上で決定するこ

とと致します。なお、第1次業務については、国内からの遠隔作業を想定していますが、2020年度内にキルギスへの渡航が可能となった場合は、現地業務への振替をご相談させていただく可能性があります。

以上